



第412号 平成24年11月1日  
発行所 京都市学校医会  
京都市中京区間之町通竹屋町下ル  
楠町601-1 こどもみらい館 2階  
TEL (075) 256-0351  
FAX (075) 241-3568  
発行人 奥村 正治

## ご存知の事とは思いますが

会長 奥村 正治

インフルエンザが流行する季節になりました。内科系の校医の先生方は、インフルエンザの予防接種でお忙しい事と存じます。本年3月号の校医ニュースの平成23年度日医学校保健講習会の表題でも皆様方にお知らせいたしましたが、もう一度、お知らせする事にいたします。

本年4月1日より、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」についてという事で、インフルエンザ以外もいくつかありましたが、まず、近々に必要になって来るインフルエンザをお知らせいたしたいと思います。話題はなにか?と申しますと、学校における「インフルエンザの出席停止期間」の見直しであります。抗インフルエンザ薬の登場で、今までの文言はおかしいと思っておりましたが、やっと文科省も腰を上げたか。と言う感がいたしますが、インフルエンザのまん延を防止するにはこの方法しかないでしょうという規則が出来ました。

文科省の文をそのままここにお示しいたします。  
○インフルエンザの出席停止期間は、従前、「解熱した後二日を経過するまで」としてきたところであるが、昨今、オセルタミビルやザナミビル等の抗インフルエンザウィルス薬が投与されるようになった事から、感染力が消失していない段階でも解熱してしまう状況が生じており、解熱のみを基準にした出席停止期間では、感染力のまん延予防という目的が達成できないおそれがある。  
○そのため、「発熱後五日を経過した後になるとウィルスがほとんど検出されなくなる」という研究報告を踏まえ、出席停止期間を「発症した後五日を

経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで」と改めることとする。

○ただし、幼稚園に通う幼児については、低年齢者ほどウィルス排泄が長期に及ぶという医学的知見を踏まえ、同様に低年齢者が通う施設である保育所について定められた「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月厚生労働省)にならい、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで」とする。

となっております。

ここで少しややこしい説明が日医の講習会で文科省スポーツ・青少年局学校健康教育課よりありました。我々の通例の第1病日は、発熱等が起った日を第1病日とするはずです。ところが文科省からは、病状の出た日は第0病日とする。という考え方です。発病後5日間と出ておりますが、実際には6日間は学校をお休みするという事になるわけです。解熱後2日間という場合も解熱した日は0日とする為、1日中平熱が2日間続いたら登校OKということになります。幼稚園はこれが3日です。

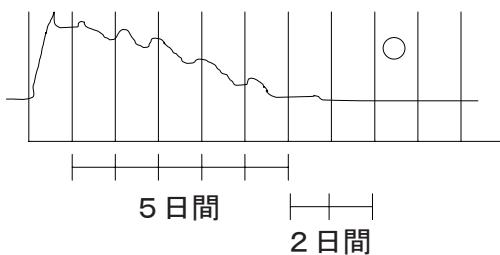
ここで予防接種の取り決めを思い出して下さい。不活化ワクチン後は1週間経てば、生ワクチン後は4週間経てば次の種類のちがうワクチンは接種可能です。この文章の時、文科省ではなく厚生労働省は、不活化ワクチン後は6日間をあけて、又、生ワクチン後は27日間をあけてとなっており、接種した当日はこのインフルエンザと同じで0日と数えるからです。ワクチン接種も行なった当日は0日、翌日を1日目と数えます。インフルエンザの出席停止期日の

数え方も、ワクチン接種の時の数え方も同じ考え方のようあります。

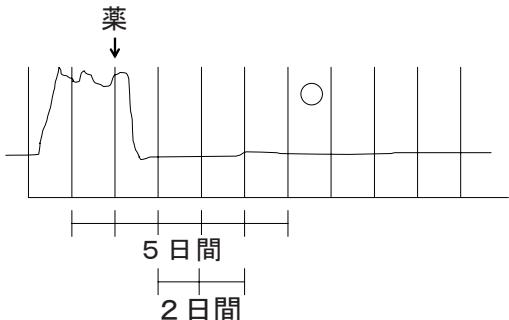
熱型表で例を示しておきますのでよろしくお願ひいたします。3日ほどの発熱でも、解熱後2日間は、発病後の5日間に入ってしまうわけですので、長い出席停止の期間になることをお忘れない様に保護者の方々にも十二分に説明をお願い申し上げます。

他の（インフルエンザ以外）約束事は、校医ニュース第404号平成24年3月号をご参照下さい。

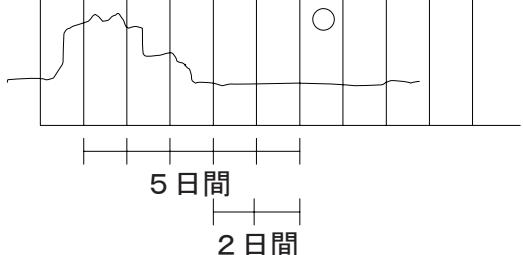
### インフルエンザ熱型表



### インフルエンザ薬使用例



### インフルエンザ解熱早期例



○印の日から登校可能です。

## 第41回京都市小学生陸上競技記録会

副会長 林 鐘 声

10月8日（月）、体育の日に西京極陸上競技場及び補助競技場にて表記の大会が開催されました。当 日は晴れ、微風、上弦の月が見守る中、14：00の気温23.6℃、湿度37%と絶好のスポーツ日和りました。医務班として2人の養護教諭とともに奥村会長と私が出務しましたので報告します。

10年程前に藤田理事と出務した際、骨折事故も含めて結構忙しかったことがあったので、それなりの心づもりで9：00前に会場に着きました。

9：45の開会式に続いて、10：00から約6時間に亘る各種競技が開始となり、主競技場では、100m走、50mハードル走、走高跳、走幅跳、4×100m

リレー、補助競技場では10：00～13：45で800m走が実施されました。京都市立小学校160校、国立私立小学校3校の163校、登録選手数は小学6年生3,180人、リレーには478チームが参加する大会でした。

私は補助競技場の800m走を担当し、終了後に主競技場の医務に合流しました。男女別で、1組20数人、400mトラックを2周する800m走は、接触転倒事故の防止のためスタートから第1コーナーまでをアウトコースとインコースにコーンで仕切る対応をしたことで、4人の接触転倒者が出ていたとどまりました。いずれも直線コースで合流する際に生じてお

り、最初にとばし過ぎて足がついていかなかった例もあったようです。他に事故もなく、ゆったりと子ども達の走る姿を観察するばかりでした。4人の転倒者は医務室に来ることもなく、安心していた所、2人は主競技場の医務室を訪れ、奥村先生のお世話となっていたことが後で判明しました。1人は右手首の骨折が疑われ、第1日赤を受診させた結果、やはり骨折との報告が届きました。

主競技場の競技でも事故は少なく2人が訪れたの

みでした。リレー待機中に、右第1指のさかむけが気になって消毒に来た1人と、リレー直後の右足首の捻挫のため、湿布と固定を必要とした1人でした。

外傷例は少なかったとは云え、1人に骨折が出たことは残念なことです。総ての競技が終った16：00過ぎに子ども達や保護者が三三五五と帰るなか、私も帰りましたが、どの表情も和やかで会話も弾み、楽しげな雰囲気に包まれていました。秋の楽しいスポーツイベントとなっているようです。

## お知らせ

## ～復興特別所得税の源泉徴収について～

平成25年1月1日からの源泉徴収するべき所得については、所得税と復興特別所得税の合計を徴収する旨の特別措置法が公布されたことに伴い、京都市から支給している「学校医報酬」及び「就学時健康診断報酬」につきましても、復興特別所得税の対象となります。なお、徴収される税額は支払金額に応じて源泉徴収税額表に当てはめ算出されます。目安として下表をご参照ください。また、詳しくは国税庁HPでもご覧いただけます。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	公布前の税額	公布後の税額	増額分
50,000	1,500	1,531	+ 31
100,000	3,500	3,600	+ 100
150,000	8,500	8,700	+ 200
200,000	20,500	20,900	+ 400
300,000	51,800	52,900	+ 1,100
400,000	81,200	82,900	+ 1,700
500,000	133,600	136,400	+ 2,800

(1円未満の端数切捨て)

### ※国税庁HP抜粋

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されました。

- これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。
- 給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

# 中京西支部会

西京高等学校医 杉本英造

10月6日「木乃婦」にて支部会を開催いたしました。学校医会から奥村会長、長村前会長にご出席いただき、支部からは（敬称略）、坂中（洛中小）・生田（朱二小）・木村（朱六小）・島津（朱七小）・尾崎（朱八小）・林（北野中）・川口（松原中）・松野（西ノ京中）・金井塚（西京付属中）・杉本（西京高）が参加しました。（会員15名中10名）

奥村会長から全身性アレルギー・アナフィラキシーに使用するエビペン（アドレナリン注射液）の歴史・使用法・京都の現状・保険請求の注意点についてご講演いただき、デモ機を実際に手にとり使い方を学

びました。長村先生からは「学校における肺結核検診」についてお話をいただきました。「問診」ではなくなかなか拾い上げ困難で、肺結核まん延国居住歴・家族の結核罹患歴に注意喚起が必要とのことでした。現支部長：坂中俊男先生は学校医になられ勤続30年表彰を受けられますが、25年3月にて学校医退任となります。永年ご苦労さまでした。次期支部長に尾崎信之先生になっていただくことに決定しました。その後、懇親会にうつり、おいしい料理とお酒をいただき、学校現場での話題に花を咲かせながら和やかに会を終えました。

## 第6回 常任理事会

平成24年11月1日  
於 事務局

**出席者** 奥村会長、林・竹内副会長、井本専務理事、杉本・山内各常任理事、佐野眼科学校医会副会長、鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事、長村監事

### ・会長挨拶

### <報告事項>

1. 中京西支部会 10/6 (本文参照)
2. 京都市小学生陸上競技記録会 10/8  
於：西京極総合運動公園 奥村・林出席 (本文参照)
3. 腎臓相談 10/9 2名
4. 精神衛生研究会 10/11
5. 平成24年度 子どもの健康週間 子育て支援シンポジウム 10/13 於：こどもみらい館  
参加者74名
6. 色覚相談 10/16, 10/23, 10/30 各2名
7. 京都市学校保健会 第2回研究委員会 10/16  
於：京都市総合教育センター 鈴木・杉本出席
8. 平成24年度 京都府予防接種研修会 10/18  
於：京都府医師会館
9. 平成24年度 京都市学校保健会 健康教育シンポジウム 10/23 於：京都市総合教育センター
10. その他

### <協議事項>

1. 新年会について H25 1/12  
17:00～理事会, 18:00～新年会
2. 京都市功労者表彰 永年勤続表彰について  
11/8 於：京都アスニー
3. 感染症講演会について H25 3/2  
於：全日空ホテル
4. 監事について 監事決定
5. 平成24年度 京都市学校保健会 研究発表会・表彰式、表彰祝賀会・懇親会 ご出席者確認  
11/24 於：京都市総合教育センター
6. その他

### <関連学会・各種協議>

1. 平成24年度 社団法人京都府歯科医師会会員大会  
11/3
2. 腎臓相談 11/6
3. 精神衛生研究会 11/8
4. 第62回全国学校保健研究大会 11/8～11/9  
熊本市
5. 第43回全国学校保健・学校医大会 11/10  
熊本市
6. 色覚相談 11/20, 11/27
7. 平成24年度 京都市学校保健会 研究発表会・表彰式 11/24 於：京都市総合教育センター
8. 平成24年度 京都市学校保健会 表彰祝賀会・懇親会 11/24 於：京都市総合教育センター
9. 第7回 常任理事会 12/1 14:00～
10. その他